

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構		各課 定数	職 員 数		
			男	女	計
税 務 監		1	1		1
税 務 部	税 制 課	23	23	4	27 (4)
	市 民 税 管 理 課	16	14	3	17 (1)
	資 産 税 管 理 課	15	11	4	15
合 計		54	48	11	59 (5)
収 納 対 策 部	収 納 対 策 課	12	11	1	12
	債 権 管 理 課	15	9	7	16
合 計		27	20	8	28

か わ さ き	市 民 税 課	管 理 係		7	5	12
		市 民 税 第 1 係		3	5	8
		市 民 税 第 2 係		2	6	8
市 民 税 第 3 係			6	1	7	
		計	35	18	17	35
市 税 事 務 所	法 人 課 税 課	諸 税 第 1 係		3	3	6
		諸 税 第 2 係		2	4	6
		特 別 徴 収 第 1 係		4	1	5
		特 別 徴 収 第 2 係		3	2	5
		特 別 徴 収 第 3 係		5	4	9
		計	31	17	14	31
市 税 事 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		4	2	6
		土 地 第 2 係		3	2	5
		家 屋 第 1 係		6		6
		家 屋 第 2 係		5	1	6
		家 屋 第 3 係		3	2	5
		大 規 模 資 産 評 価 担 当		8	1	9
		計	37	29	8	37
市 税 事 務 所	納 税 課	収 納 第 1 係		2	3	5
		収 納 第 2 係		2	6	8
		収 納 第 3 係		1	6	7
		収 納 第 4 係		3	3	6 (1)
		収 納 第 5 係		2	4	6
		収 納 第 6 係			3	3
		特 別 収 納 担 当		3	3	6
		計	41	13	28	41 (1)
合 計			144	77	67	144 (1)

(注) 1 事務所長、分室長、課長及び担当課長は庶務担当に含む。

2 税務部長は税制課に、収納対策部長は収納対策課に含む。

3 職員数欄の()は、合計数のうち育児休業代替任期付職員数を示す(時限措置含む)。

(令和3年4月1日現在)

機 構		各課 定数	職 員 数			
			男	女	計	
こ す ぎ	市 民 税 担 当	[管 理]		1	4	5
		[市 民 税]		5	2	7 (1)
		[市 民 税]		3	3	6
		計	17	9	9	18 (1)
市 税 分 室	資 産 税 担 当	[土 地]		5	3	8
		[家 屋]		3	3	6
		[家 屋]		3	2	5
		計	19	11	8	19
納 税 担 当	[収 納]			3	5	8
	[収 納]			2	1	3
	計	11	5	6	11	
合 計		47	25	23	48 (1)	
み ぞ の く ち	市 民 税 課	管 理 係		7	2	9
		市 民 税 第 1 係		5	3	8
		市 民 税 第 2 係		5	3	8
		市 民 税 第 3 係		5	2	7
		計	32	22	10	32
市 税 事 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		6	2	8
		土 地 第 2 係		4	4	8 (1)
		家 屋 第 1 係		4	5	9 (1)
		家 屋 第 2 係		6	1	7
		家 屋 第 3 係		5	2	7
		計	37	25	14	39 (2)
納 税 課	収 納 第 1 係			2	3	5
	収 納 第 2 係			3	4	7
	収 納 第 3 係			4	3	7
	収 納 第 4 係			2	2	4
	特 別 収 納 担 当			2	5	7
		計	30	13	17	30
合 計		99	60	41	101 (2)	
し ん ゆ り	市 民 税 課	管 理 係		2	6	8
		市 民 税 第 1 係		3	5	8
		市 民 税 第 2 係		5	3	8
		市 民 税 第 3 係		5	2	7
		計	31	15	16	31
市 税 事 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		6	4	10
		土 地 第 2 係		3	5	8
		家 屋 第 1 係		6	1	7
		家 屋 第 2 係		5	2	7
		家 屋 第 3 係		3	3	6
		計	38	23	15	38
市 税 事 務 所	納 税 課	収 納 第 1 係		2	2	4
		収 納 第 2 係		5	5	10
		収 納 第 3 係		3		3
		特 別 収 納 担 当		3	2	5
		計	22	13	9	22
合 計		91	51	40	91	
税 務 職 員 総 数		463	282	190	472 (9)	

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
税 制 課 務	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。
	(2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。
	(3) 市税事務所との連絡調整に関すること。
	(4) 市税システムの調整に関すること。
	(5) 税務職員の研修に関すること。
	(6) 税務査察に関すること。
	(7) 市税の審査請求に関すること。
	(8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
	(10) 税務統計に関すること。
	(11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
市民税管理課	(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること（資産税管理課の所管に属するものを除く。）。
	(3) 納税思想の普及高揚に関すること。
資産税管理課	(4) 入湯税の課税資料に関すること。
	(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。
収納対策課	(5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料に関すること。
	(1) 市税の収納対策の企画及び推進に関すること。
対債権管理課	(2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(1) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。
	(2) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
部 課	(3) 債権（市税を除く。）の管理の適正化及び収納対策の推進に係る総合調整に関すること。

(令和3年4月1日現在)

機構	事 務 分 掌
市 民 税 課	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 軽自動車税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 個人の市民税及び県民税の課税資料に関すること。
	(7) 軽自動車税の課税資料に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(8) 所の維持管理に関すること（みぞのくち市税事務所に限る。）。
税 法 人 課 事 務 課	(1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 法人の市民税の賦課に関すること。
	(4) 市たばこ税の賦課に関すること。
	(5) 入湯税の賦課に関すること。
	(6) 事業所税の賦課に関すること。
	(7) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関すること。
	(8) 法人の市民税及び事業所税の課税資料に関すること。
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。））。
	(2) 特別土地保有税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
納税課	市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。
市 税 所 務 所 分 室	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区 分		令 和 2 年 度			
市 人	均等割	3,500円 ※1 (県民税 1,800円 ※1 ※2)			
	所得割	8/100 (県民税 2.025/100 ※3)			
民 法	均等割	資本金等の額・従業者数 ※6 下記以外の法人 50,000円 1億円超10億円以下50人以下 160,000円 1千万円以下50人超 120,000円 1億円超10億円以下50人超 400,000円 1千万円超1億円以下50人以下 130,000円 10億円超50億円以下50人以下 410,000円 1千万円超1億円以下50人超 150,000円 10億円超50億円以下50人超 1,750,000円			
	法人税割	資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに 保険業法に規定する相互会社及び受託法人 8.4(12.1/100) ※ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人 7.2(10.9/100) ※ その他の法人等 6.0(9.7/100) ※			
固定資産税		1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)			
軽 自 動 車 税	種別割	1 原動機付自転車	2 軽自動車及び小型特殊自動車		
		50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円	ア 軽自動車 (7) 2輪 3,600円 (イ) 3輪※7 3,900円 (3,100円) ※ (ウ) 4輪※7 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) ※ " 自家用 10,800円 (7,200円) ※ 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) ※ " 自家用 5,000円 (4,000円) ※ (エ) その他のもの 3,600円		
車 環 境 性 能 割 (R1.10創設)	3	1 電気軽自動車・燃料電池軽自動車・天然ガス軽自動車 ※8	非課税		
		2 ガソリン車(ハイブリッド車を含む)で 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車 かつ 令和2年度燃費基準+10%以上達成 非課税 令和2年度燃費基準達成 営業用 0.5% 自家用 1.0% ※9 平成27年度燃費基準+10%以上達成 営業用 1.0% 自家用 2.0% ※9 上記以外 営業用 2.0% 自家用 2.0% ※9			
市たばこ税		1,000本につき 5,692円 ※10			
特別土地保有税		平成15年度以降課税の停止 (保有分 1.4/100 (2,000㎡未満) 取得分 3/100 (2,000㎡未満)			
入湯税		入湯客1人1日につき 150円			
事 業 所 税	資産割	事業所用家屋床面積 1㎡につき 600円(1,000㎡以下)			
	従業者割	従業者給与総額の 0.25/100(100人以下)			
都市計画税		0.3/100			

(注1) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の()内は、免税点を示す。

(注2) 軽自動車税環境性能割は、乗用車に係る税率を掲載。

※1 市民税及び県民税には、地方税の臨時特例による引き上げ分500円を含む。

※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分300円を含む。

※3 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分0.025/100を含む。

※4 適用初年度は、1期・2期の普通徴収と、10月以降の特別徴収による。

※5 仮徴収各月の徴収額は前年度の特別徴収税額(年税額)の1/2に相当する額の1/3とし、今年度の年税額の残りの1/3を本徴収各月の徴収額とする。

		令 和 3 年 度				
		納 期 (納 期 限)				
		1 期	2 期	3 期	4 期	
市 人	普通徴収	6 月末日	8 月末日	10 月末日	1 月末日	
	特別徴収(年金分) ※4	仮徴収 ※5		本徴収 ※5		
		4 月	6 月	8 月	10 月	12 月
		翌月10日までに納入				
	特別徴収(給与分)	6 月～翌年5月(毎月) 当月分を翌月10日までに納入				
民 法	均等割	50億円超50人以下 410,000円		50億円超50人超 3,000,000円		
	法人税割	※()内は令和元年9月30日以前に開始する事業年度に適用される税率				
固定資産税		1 期	2 期	3 期	4 期	
		4 月末日	7 月末日	12 月末日	2 月末日	
軽 自 動 車 税	種別割	イ 小型特殊自動車				
		(7) 農耕作業用 2,000円 (イ) その他のもの 5,900円 3 2輪の小型自動車 6,000円	5 月 末 日			
		※()内については初年度検査年月が平成27年3月以前の車両に適用される税率である。				
車 環 境 性 能 割 (R1.10創設)	3	1 電気軽自動車・燃料電池軽自動車・天然ガス軽自動車 ※8	非課税			
		2 ガソリン車(ハイブリッド車を含む)で 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車 かつ 令和12年度基準エネルギー消費効率75%以上達成 非課税 令和12年度基準エネルギー消費効率60%以上達成 営業用 0.5% 自家用 1.0% ※9 令和12年度基準エネルギー消費効率55%以上達成 営業用 1.0% 自家用 2.0% ※9 貨物車 平成27年度燃費基準+25%以上達成 非課税 平成27年度燃費基準+20%以上達成 営業用 0.5% 自家用 1.0% 平成27年度燃費基準+15%以上達成 営業用 1.0% 自家用 2.0% 上記以外 営業用 2.0% 自家用 2.0% ※9	3 輪・4 輪以上の軽自動車の取得時(新車・中古車問わず)			
市たばこ税		1,000本につき 6,122円 ※11		翌 月 末 日		
特別土地保有税		保有分・遊休土地分		5 月末日		
入湯税		遊休土地分 1.4/100 (1,000㎡未満)		取得分 8 月末日又は2 月末日		
		翌 月 末 日				
事 業 所 税	資産割	法人 各事業年度終了後2ヶ月以内				
	従業者割	個人 翌年の3月15日まで				
都市計画税		固定資産税と同じ				

※6 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」が基準となる。

※7 環境負荷に応じた税率の特例措置(重課及び軽課)も別途規定されている。

※8 平成21年排出ガス基準からN0x10%以上低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準適合車に限る。

※9 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を取得した場合、税率が1%軽減される。

※10 税率引上げにより、令和2年10月1日から6,122円。

※11 税率引上げにより、令和3年10月1日から6,552円。

4 市民税(個人)所得控除額等

区分	令和3年度
所得金額	給与所得控除 収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額55万円) " 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+80,000円 " 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+440,000円
	青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色) 適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円
雑損	「(損失額-補てん額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5万円」のいずれか多い方の金額 (医療費の額-補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金額
	スイッチO T C業控除 スイッチO T C医薬品購入費-12,000円(限度額88,000円)(医療費控除の特例)
社会保険料	支払った金額
小規模企業共済等掛金	支払った金額
生命保険料	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①~④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ①支払保険料が15,000円以下……………全額 ② " 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円 ③ " 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円 ④ " 70,000円超……………35,000円
	○地震保険料だけの場合 支払保険料が50,000円以下……………支払額×1/2 " 50,000円超……………25,000円 ○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円)
基礎・ひとり親・勤労学生・障害者	寡婦・勤労学生・障害者…260,000円 特別障害者…300,000円
配偶者	本人の合計所得金額が 900万円以下 一般…330,000円 老人…380,000円 900万円超950万円以下 一般…220,000円 老人…260,000円
	配偶者特別
扶養	一般……………330,000円 老人……………380,000円 特定……………450,000円
	基礎
税調整	本人の前年の合計所得金額 控除額 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 適用なし
	○合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない金額の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①から②を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額-200万円
配当	控除の種類 金額 控除の種類 金額 基礎 5万円 一般 5万円 普通 1万円 特定 18万円 障害者 特別 10万円 老人 10万円 同居特別 22万円 同居老親 13万円 寡婦 1万円 配偶者 右表のとおり 母 5万円 ひとり親 父 1万円 配偶者 右表のとおり 勤労学生 1万円 特別
	○合計課税所得金額が200万円を超える場合(課税総所得金額が1千万円を超える場合)の超 次の①と②のいずれか少ない金額の4/5(県民税1/5) 1、平成21年から平成26年3月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×5%(限度額 97,500円) 2、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合(※1) ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×7%(限度額 136,500円) (※2) ※1 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合は、適用年の11年目から13年目についても、所得税において控除しきれなかった額を ※2 消費税8%又は10%適用の場合のみ。消費税5%適用の場合は、合計額×5%(限度額 97,500円)
寄附金	(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円)×8%(県民税2%) (地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の2割を限度に特別控除)
外国税額	所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税は6%、市
退職所得控除	勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円) " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年)
	基礎・未・寡・ひとり親非課税範囲 合計所得金額 135万円以下

収入金額が 660万円超850万円以下…………… 収入金額×10%+1,100,000円 " 850万円超……………1,950,000円
れか多い方の金額 の金額を除いた額(限度額 200万円)
○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①~④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ①支払保険料が12,000円以下……………全額 ② " 12,000円超32,000円以下……………支払額×1/2+6,000円 ③ " 32,000円超56,000円以下……………支払額×1/4+14,000円 ④ " 56,000円超……………28,000円
○長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】 支払保険料が5,000円以下……………全額 " 5,000円超15,000円以下……………支払額×1/2+2,500円 " 15,000円超……………10,000円
※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当 同居特別障害者…530,000円 ひとり親…300,000円 950万円超1000万円以下 一般…110,000円 老人…130,000円
配偶者の合計所得金額 本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1000万円以下 115万円超120万円以下 160,000円 110,000円 60,000円 120万円超125万円以下 110,000円 80,000円 40,000円 125万円超130万円以下 60,000円 40,000円 20,000円 130万円超133万円以下 30,000円 20,000円 10,000円 同居老親等……………450,000円
控除の種類 本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1000万円以下 配偶者 一般 5万円 4万円 2万円 老人 10万円 6万円 3万円 配偶者特別 48万円超50万円未満 5万円 4万円 2万円 特別 50万円以上55万円未満 3万円 2万円 1万円
える部分の金額は×1.12%(県民税0.28%) (証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。)
3、一定の期間※1に契約して令和4年末までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合※2 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×7%(限度額 136,500円) ※1 新築:令和2年10月から令和3年9月末、それ以外:令和2年12月から令和3年11月末までの期間 ※2 適用年の11年目から13年目に限り、合計所得金額1,000万円以下の者に面積要件を緩和(50㎡以上から40㎡以上)。
控除する(限度額 136,500円)。
額を加算。ふるさと寄附金にのみ適用) 県民税は24%を限度として、県民税所得割額から順次控除 (障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)

5 所得税の諸控除

区分	令和2年分
所得金額	収入金額が180万円以下……………収入金額×40% (最低控除額55万円) # 180万超360万円以下……………収入金額×30%+80,000円 # 360万超660万円以下……………収入金額×20%+440,000円
青色事業専従者給与	適正な給与の支給額
事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円
雑損	「(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか (医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金
医療費	スイッチOTC薬控除 スイッチOTC医薬品購入費－補てん額－12,000円 (限度額88,000円) (通常の医療費控除と
社会保険料	支払った金額
小規模企業共済等掛金	支払った金額
生命保険料	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額100,000円) ①支払保険料が25,000円以下……………全額 ② # 25,000円超50,000円以下……………支払額×1/2+12,500円 ③ # 50,000円超100,000円以下……………支払額×1/4+25,000円 ④ # 100,000円超……………50,000円
地震保険料	○地震保険料だけの場合 支払保険料が50,000円以下……………全額 # 50,000円超……………50,000円 ○地震と長期の両方がある場合(※②) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額50,000円)
寄附金	(「特定寄附金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか少ない方の金
妻・夫・ひとり親・勤労学生・障害者	寡婦・勤労学生・障害者……………270,000円 特別障害者……………400,000円
配偶者	本人の合計所得金額が900万円以下 一般…380,000円 老人…480,000円 900万円超950万円以下 一般…260,000円 老人…320,000円
配偶者特別	次の表で求めた金額
扶養	一般……………380,000円 老人……………480,000円 特定……………630,000円
基礎	本人の前年の合計所得金額 控除額 2,400万円以下 48万円 2,400万円超2,450万円以下 32万円 本人の前年の合計所得金額 控除額 2,450万円超2,500万円以下 16万円 2,500万円超 適用なし
配当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分の金額は5%) 1、平成25年1月1日～26年3月31日までに居住を開始した場合 ① ②、③以外(※1) 【当初10年間】……………残高(2千万円以下の部分)×1% (限度額20万円) ② 認定長期優良住宅 【当初10年間】……………残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円) ③ 認定低炭素優良住宅 【当初10年間】……………残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円) 2、平成26年4月1日～令和3年12月31日までに居住を開始した場合 (限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) ① ②、③以外(※1) 【当初10年間】(※)……………残高(4千万円以下の部分)×1% (限度額40万円) ② 認定長期優良住宅 【当初10年間】(※)……………残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ③ 認定低炭素優良住宅 【当初10年間】(※)……………残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ※ 令和元年10月1日～令和2年12月31日までの間に同居を開始した場合は、控除期間が13年間となり、11年目から13年目の控除額は、(建物価格－消費税額等)×2%÷3の金額(①：最高26.66万円、②、③：最高33.33万円)が限度となる。
税	政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－2千円)×30%(限度額は所得税額の25%)
住宅借入金等特別	平成26年4月1日～令和3年12月31日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引き上げ後消費税住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額×10%(限度額25万円)
住宅特定改修特別	平成26年4月1日～令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(③は平成28年4月1日～、④は平成29年住宅特定改修特別税額控除額＝①+②+③、①+③+④-1又は①+③+④-2 ① 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額20万円) ② 一般耐震改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額35万円) ③ 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額25万円) ④-1 (住宅耐震改修又は一般耐震改修工事等+耐久性向上改修工事等)の標準的な費用の額×10%(限度額60万円) ④-2 (住宅耐震改修+一般耐震改修工事等+耐久性向上改修工事等)の標準的な費用の額×10%(限度額65万円)
認定住宅新築等特別	平成26年4月1日～令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(限度額は引き上げ後消費税認定住宅の認定基準に適合するために必要な標準的な費用の額×10%(限度額65万円)
外国税額	外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を除いた額×国外所得総額÷所得総額)

※1 住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別控除は、住宅借入金等特別税額控除を適用する場合は適用さ
 ※2 住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額が、8%又は10%の税率により課される場合。

収入金額が660万円超850万円以下……………収入金額×10%+1,100,000円 # 850万円超……………1,950,000円
多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。) 額を除いた額(限度額200万円) の選択適用)
○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額120,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額40,000円) ①支払保険料が20,000円以下……………全額 ② # 20,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+10,000円 ③ # 40,000円超80,000円以下……………支払額×1/4+20,000円 ④ # 80,000円超……………40,000円 ○長期損害保険契約(※①)に係るものだけの場合【経過措置】 10,000円以下……………全額 # 10,000円超20,000円以下……………支払額×1/2+5,000円 # 20,000円超……………15,000円 ※① 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※② 長期が地震にも該当するときは、いずれか一方の契約のみに該当
額)－2千円 同居特別障害者……………750,000円 ひとり親……………350,000円 950万円超1000万円以下 一般…130,000円 老人…160,000円
配偶者の合計所得金額 本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1000万円以下 115万円超120万円以下 160,000円 110,000円 60,000円 120万円超125万円以下 110,000円 80,000円 40,000円 125万円超130万円以下 60,000円 40,000円 20,000円 130万円超133万円以下 30,000円 20,000円 10,000円
同居老親等……………580,000円
(証券投資信託に係るものは控除率が異なる。) 3、令和元年10月1日～令和2年12月31日までに居住を開始した場合(消費税10%適用住宅) 11年目から13年目の控除限度額は、それぞれのいずれか小さい額 ※居住の用に供した年から10年間は2のとおり ① ②、③以外(※1) ・残高(4千万円以下の部分)×1% (限度額40万円) ・(住宅取得等対価の額－消費税額(上限4,000万円))×2%÷3 ② 認定長期優良住宅 ・残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ・(住宅取得等対価の額－消費税額(上限5,000万円))×2%÷3 ③ 認定低炭素優良住宅 ・残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ・(住宅取得等対価の額－消費税額(上限5,000万円))×2%÷3 ※控除の対象となる住宅の取得等をしたのち、期限(令和2年12月31日)までに入居できなかった場合、次の要件を満たせば特例が適用される。 a 新築は令和2年9月末、中古住宅の取得、増改築等は令和2年11月末までに住宅の取得等に係る契約をしていること。 b 令和3年12月31日までに住宅に入居していること。
税が課される場合※3)
4月1日～) (限度額は引き上げ後消費税が課される場合※3)
度額35万円) 額60万円) が課される場合※3) 円) 得総額÷所得総額)
※3 住宅の耐震工事や認定住宅の新築等の費用の額に、8%又は10%の税率により課される消費税額を含む場合。

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税目別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総額	941,351,412	896,330,571	908,711,028	867,748,358	941,531,636	904,044,385	909,183,354	
所得税	211,633,214	206,366,559	197,137,254	192,264,706	217,090,468	212,454,372	234,768,198	
源泉分	157,124,689	155,344,190	140,907,630	139,374,395	156,463,839	155,080,965	169,983,824	
申告分	54,508,525	51,022,369	56,229,624	52,890,311	60,626,629	57,373,407	64,784,374	
法人税	90,258,687	89,745,439	104,331,091	103,748,622	109,567,588	108,995,580	97,716,622	
相続税	37,394,371	35,998,677	34,288,739	32,817,762	41,038,589	39,722,997	36,495,821	
消費税	176,692,089	172,254,427	191,847,433	188,111,492	195,908,856	192,339,433	197,034,737	
酒税	X	X	X	X	X	X	X	
たばこ税・たばこ特別税	—	—	—	—	—	—	—	
揮発油税等	423,531,300	390,129,082	379,089,823	348,794,180	376,177,118	348,791,649	341,631,431	
揮発油税及び地方道路税	—	—	—	—	—	—	—	
揮発油税及び地方揮発油税	423,531,300	390,129,082	379,089,823	348,794,180	376,177,118	348,791,649	341,631,431	
その他	X	X	X	X	X	X	X	
川崎南税務署取扱分	682,212,666	645,262,182	635,510,694	601,775,708	638,513,313	608,055,193	610,715,280	
川崎北税務署取扱分	203,614,817	197,730,403	218,423,785	213,521,929	241,542,670	236,695,911	239,092,257	
川崎西税務署取扱分	55,523,930	53,337,987	54,776,549	52,450,721	61,475,653	59,293,281	59,375,817	

(注) 1 表中「X」は、東京国税局において情報を保護する観点から計数を秘匿することとされているもので
 2 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道も、それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。
 3 令和2年度の国税額は、令和4年6月末日頃に公表予定。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税目別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
総額	157,685,747	154,377,142	157,570,491	154,778,914	126,360,903	124,308,586	117,278,089	
県民税個人	83,407,916	81,130,974	84,186,969	82,489,121	50,194,021	49,108,460	45,838,173	
県民税法人	5,941,876	6,018,434	5,730,222	5,729,765	6,235,695	6,241,812	5,180,614	
事業税個人	3,979,280	3,933,293	4,030,753	3,986,220	4,071,211	4,030,621	4,136,213	
事業税法人	40,441,000	40,710,720	38,551,919	38,564,718	40,434,881	40,541,027	37,367,159	
不動産取得税	5,603,384	5,268,767	6,150,619	5,833,434	6,380,673	6,048,400	5,647,340	
ゴルフ場利用税	53,584	53,584	50,716	50,716	50,919	50,919	48,058	
臨時特例企業税	—	—	—	—	—	—	—	
軽油引取税	18,026,657	17,260,736	18,869,289	18,124,937	18,993,496	18,287,341	19,060,528	
旧法による税	232,043	629	—	—	—	—	—	
川崎県税事務所取扱分	132,034,367	128,628,762	132,610,111	130,046,658	97,910,648	96,089,732	92,366,596	
高津県税事務所取扱分	25,651,380	25,748,380	24,960,380	24,732,256	28,450,255	28,218,854	24,911,493	

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。
 2 平成20年度までの法適用による軽油引取税は、平成21年度から旧法による税に計上される。

(単位 千円・%)

0年度	令和元年度		前年比									
	徴収決定済額	収納済額	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
			徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額		
870,454,334	866,322,962	830,964,815	109.2	109.9	96.5	96.8	103.6	104.2	96.6	96.3	95.3	95.5
230,400,890	227,346,407	222,259,308	111.2	111.8	93.2	93.2	110.1	110.5	108.1	108.4	96.8	96.5
168,728,171	166,813,946	165,662,184	112.8	113.1	89.7	89.7	111.0	111.3	108.6	108.8	98.1	98.2
61,672,719	60,532,461	56,597,124	107.0	107.8	103.2	103.7	107.8	108.5	106.9	107.5	93.4	91.8
97,353,401	74,618,819	73,918,588	119.0	119.0	115.6	115.6	105.0	105.1	89.2	89.3	76.4	75.9
33,600,669	42,526,280	40,859,181	104.2	113.1	91.7	91.2	119.7	121.0	88.9	84.6	116.5	121.6
193,140,671	194,413,471	189,686,907	111.7	111.9	108.6	109.2	102.1	102.2	100.6	100.4	98.7	98.2
	X	X	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314,428,194	326,445,826	303,278,371	106.9	107.0	89.5	89.4	99.2	100.0	90.8	90.1	95.6	96.5
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314,428,194	326,445,826	303,278,371	106.9	107.0	89.5	89.4	99.2	100.0	90.8	90.1	95.6	96.5
	X	X	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
580,162,575	584,548,034	557,482,492	110.7	111.1	93.2	93.3	100.5	101.0	95.6	95.4	95.7	96.1
233,131,759	214,961,027	209,037,781	103.0	104.8	107.3	108.0	110.6	110.9	99.0	98.5	89.9	89.7
57,160,000	66,813,901	64,444,542	114.4	115.0	98.7	98.3	112.2	113.0	96.6	96.4	112.5	112.7

ある。府県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分

(単位 千円・%)

元年度	令和2年度		前年比									
	収入額	調定額	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
			調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額		
115,412,200	121,449,964	119,703,259	107.6	108.7	99.9	100.3	80.2	80.3	92.8	92.8	103.6	103.7
45,069,445	46,574,204	45,905,656	101.1	102.1	100.9	101.7	59.6	59.5	91.3	91.8	101.6	101.9
5,170,814	3,866,476	3,837,565	96.3	97.9	96.4	95.2	108.8	108.9	83.1	82.8	74.6	74.2
4,095,398	4,150,495	4,104,238	102.3	102.3	101.3	101.3	101.0	101.1	101.6	101.6	100.3	100.2
37,370,289	43,481,470	43,357,656	126.7	127.7	95.3	94.7	104.9	105.1	92.4	92.2	116.4	116.0
5,326,794	5,140,579	4,951,329	123.6	126.2	109.8	110.7	103.7	103.7	88.5	88.1	91.0	93.0
48,058	40,036	40,036	98.8	98.8	94.6	94.6	100.4	100.4	94.4	94.4	83.3	83.3
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18,331,395	18,196,699	17,506,776	104.3	104.7	104.7	105.0	100.7	100.9	100.4	100.2	95.5	95.5
	—	—	97.5	10.4	皆減	皆減	—	—	—	—	—	—
90,789,883	97,441,072	95,950,874	106.0	106.9	100.4	101.1	73.8	73.9	94.3	94.5	105.5	105.7
24,622,317	24,008,892	23,752,385	116.6	118.6	97.3	96.1	114.0	114.1	87.6	87.3	96.4	96.5

3 ゴルフ場利用税及び軽油引取税（旧法による税含む）については川崎県税事務所取扱い県税額であり、横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区分を含む。

8 指定都市の状況(令和2年度)

(1) 人口等

区分	川崎市		札幌市		仙台市		さいたま市		千葉市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
人口(人)	1,531,646	100.9	1,970,591	100.2	1,090,606	100.1	1,309,768	100.9	974,710	99.7	
世帯数(世帯)	740,983	101.7	964,707	101.1	521,215	101.2	576,965	102.1	441,496	101.4	
面積(km ²)	144.35	100.0	1,121.26	100.0	786.30	100.0	217.43	100.0	271.78	100.0	
人口密度(人/km ²)	10,611	100.9	1,757	100.2	1,387	100.1	6,024	100.9	3,586	99.7	
一般会計	歳入額(A)	959,744,279	129.7	1,289,438,908	128.6	663,827,602	125.0	716,378,360	129.9	576,771,398	125.9
	歳出額	956,206,913	129.8	1,273,771,206	128.4	653,994,121	124.8	703,908,069	129.0	570,188,707	126.4
基準財政	収入額(B)	306,317,343	103.1	302,827,250	105.0	195,625,912	104.6	232,787,803	103.4	182,012,976	105.6
	需要額(C)	295,154,897	102.1	406,619,985	102.5	212,914,432	103.0	237,962,110	103.3	194,476,262	105.1
市税等	予算額(D)	362,485,344	99.5	334,332,000	100.4	216,443,000	97.9	270,706,273	99.3	200,600,000	101.0
	調定額(E)	368,238,794	101.0	341,240,087	99.6	223,235,664	99.2	280,378,581	100.5	210,735,893	101.9
	収入額(F)	365,387,980	101.0	335,437,317	99.0	218,822,321	98.7	274,685,901	100.2	205,619,762	101.5
	不納欠損額	464,672	91.7	219,151	54.9	206,310	68.9	270,340	65.0	261,525	80.2
徴税費等	徴税費(G)	5,978,079	114.5	7,557,437	111.5	4,613,921	102.5	3,895,477	88.6	3,528,171	101.3
道府県民税徴取取扱費(H)	2,562,960	101.9	2,897,675	101.6	1,636,648	96.4	2,016,519	102.1	1,854,018	119.7	
	徴税費の割合(G-H)/F	0.9	-	1.4	-	1.4	-	0.7	-	0.8	-
	税務職員数(臨時職員含む)	530	99.8	660	103.1	428	104.9	331	95.1	320	96.4
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	38.1	-	26.0	-	33.0	-	38.3	-	35.7	-
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	103.8	-	74.5	-	91.9	-	97.8	-	93.6	-
	市税収入額	対予算比(F/D)	100.8	-	100.3	-	101.1	-	101.5	-	102.5
	対調定比(F/E)	99.2	-	98.3	-	98.0	-	98.0	-	97.6	-

(注) 1 人口等は、令和2年1月1日現在(平成27年国勢調査確報値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して
2 徴税費等は、「令和3年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の令和2年度実績によるため、道府県民税徴取

(単位 千円・人・%)

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市						
						前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
3,749,929	100.2	722,796	100.0	795,597	99.4	690,523	99.4	791,442	99.7	2,328,653	100.3
1,713,356	101.2	327,512	101.2	340,913	100.6	295,018	100.7	323,145	101.2	1,119,906	101.4
435.43	100.0	328.91	100.0	726.45	100.0	1,411.83	100.0	1,558.06	100.0	326.50	100.0
8,612	100.2	2,198	100.0	1,095	99.5	489	99.4	508	99.8	7,132	100.3
2,357,057,377	134.1	390,451,391	127.9	489,466,481	122.2	411,350,837	127.2	451,395,212	125.6	1,520,895,659	123.1
2,341,127,093	134.6	379,586,253	128.4	483,454,703	121.9	403,151,007	127.8	440,520,332	126.0	1,503,717,141	122.9
714,166,607	102.3	117,329,863	103.7	125,357,845	102.9	125,985,382	102.6	140,594,355	101.4	507,045,605	102.5
736,631,444	102.2	133,171,598	103.3	180,967,396	102.6	142,775,742	102.5	163,058,544	102.1	511,100,786	102.1
842,299,000	99.6	129,700,000	99.2	133,493,673	98.5	138,900,000	97.6	147,500,000	97.7	590,154,001	99.3
852,464,429	99.9	134,053,677	100.0	137,382,081	98.4	141,974,652	98.5	151,423,919	98.4	603,094,889	99.8
843,869,813	99.7	131,083,049	100.0	133,682,198	98.2	139,758,947	98.0	148,177,952	97.9	594,560,036	98.9
1,047,063	109.2	163,540	66.8	237,715	98.4	155,717	110.6	276,681	101.3	335,244	84.2
11,309,298	101.4	2,173,116	96.5	2,676,514	103.4	2,190,148	94.8	2,707,002	106.6	12,667,028	98.7
5,995,692	101.5	1,124,005	101.3	1,253,253	96.6	1,164,317	101.2	1,337,952	100.5	3,590,257	101.6
0.6	-	0.8	-	1.1	-	0.7	-	0.9	-	1.5	-
1,289	104.9	218	100.9	226	95.4	290	100.3	298	99.3	903	100.1
35.8	-	33.6	-	27.3	-	34.0	-	32.8	-	39.1	-
97.0	-	88.1	-	69.3	-	88.2	-	86.2	-	99.2	-
100.2	-	101.1	-	100.1	-	100.6	-	100.5	-	100.7	-
99.0	-	97.8	-	97.3	-	98.4	-	97.9	-	98.6	-

推算したもの。)である。
取扱費には、過誤納還付分及び配当制等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(令和2年度)(続)

(1) 人口等(続)

区 分	京 都 市		大 阪 市		堺 市		神 戸 市		岡 山 市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
人 口 (人)	1,465,701	99.8	2,743,735	100.6	827,709	99.6	1,522,273	99.7	721,348	100.0	
世 帯 数 (世帯)	727,154	100.8	1,441,315	101.8	359,979	100.8	722,866	100.6	330,998	101.1	
面 積 (km ²)	827.83	100.0	225.30	100.0	149.82	100.0	557.01	100.0	789.95	100.0	
人 口 密 度 (人/km ²)	1,771	99.8	12,178	100.6	5,525	99.6	2,733	99.7	913	99.9	
一 般 会 計	歳入額 (A)	1,081,687,052	140.0	2,048,692,246	115.7	511,787,299	121.6	1,009,715,427	124.2	430,838,835	126.7
	歳出額	1,074,604,787	139.5	2,020,791,764	114.6	509,533,549	121.8	996,672,495	124.0	413,237,713	127.4
基 準 財 政 会 計	収入額 (B)	254,228,265	103.4	621,727,850	105.4	136,874,248	104.0	266,259,377	103.2	120,891,250	104.3
	需要額 (C)	307,170,920	101.1	654,898,101	103.3	169,740,370	102.9	336,521,396	101.7	153,298,191	103.4
市 税 等	予算額 (D)	293,261,000	96.6	735,237,075	95.6	149,813,000	99.1	300,748,294	97.2	127,796,797	97.6
	調定額 (E)	302,177,228	97.9	765,359,518	97.2	154,885,376	100.8	313,012,398	99.6	133,105,314	98.7
	収入額 (F)	295,943,361	96.9	744,662,939	95.9	151,240,872	99.8	305,465,511	98.8	128,978,996	97.8
	不納欠損額	317,094	59.1	806,717	65.0	119,824	59.0	447,942	94.7	189,710	93.1
徴 税 費 (G)	5,899,866	95.3	13,053,641	100.6	2,825,459	97.9	6,493,108	88.3	2,264,084	94.4	
道 府 県 民 税 徴 取 投 費 (H)	2,034,499	100.4	4,046,916	102.7	1,161,787	96.5	2,167,195	100.1	1,052,084	101.0	
徴税費の割合 (G-H)/F	1.3	—	1.2	—	1.1	—	1.4	—	0.9	—	
税務職員数(臨時職員含む)	559	92.1	1,201	104.6	324	100.0	536	99.8	216	97.7	
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合 (F/A)	27.4	—	36.3	—	29.6	—	30.3	—	29.9	—
	基準財政収入額/基準財政需要額 (B/C)	82.8	—	94.9	—	80.6	—	79.1	—	78.9	—
	市 税 収 入 額 対 予 算 比 (F/D)	100.9	—	101.3	—	101.0	—	101.6	—	100.9	—
	市 税 収 入 額 対 調 定 比 (F/E)	97.9	—	97.3	—	97.6	—	97.6	—	96.9	—

(注) 1 人口等は、令和2年1月1日現在(平成27年国勢調査確報値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して
2 徴税費等は、「令和3年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の令和2年度実績によるため、道府県民税徴収

(単位 千円・人・%)

広 島 市	北 九 州 市		福 岡 市		熊 本 市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
1,199,180	100.0	939,450	99.4	1,595,674	100.8	739,663	99.9
552,005	100.9	432,193	100.4	822,290	101.8	327,889	101.1
906.69	100.0	491.95	100.0	343.46	100.0	390.32	100.0
1,323	100.0	1,910	99.5	4,646	100.8	1,895	99.9
786,062,385	120.1	678,356,683	123.4	1,257,959,311	143.4	454,853,782	114.8
780,980,675	120.0	674,010,826	123.3	1,241,593,295	143.6	444,445,025	114.4
209,117,845	103.5	156,636,747	104.0	291,254,203	103.3	109,371,873	105.5
254,346,358	103.1	217,874,114	101.8	323,633,679	102.3	151,967,237	102.9
235,685,119	98.5	173,869,300	99.1	331,997,639	97.5	116,307,000	99.1
243,667,530	99.8	178,875,256	99.7	348,056,973	99.8	120,185,672	99.7
236,747,785	98.7	174,595,776	98.9	341,070,017	99.0	116,856,952	99.2
595,226	231.1	195,817	81.7	366,154	107.1	440,440	136.9
4,099,252	95.4	4,047,672	94.1	5,726,552	91.1	2,104,768	92.9
1,838,294	101.6	1,319,724	100.4	2,316,319	102.1	1,135,108	100.6
1.0	—	1.6	—	1.0	—	0.8	—
450	104.4	372	97.1	600	113.6	278	102.6
30.1	—	25.7	—	27.1	—	25.7	—
82.2	—	71.9	—	90.0	—	72.0	—
100.5	—	100.4	—	102.7	—	100.5	—
97.2	—	97.6	—	98.0	—	97.2	—

推算したもの。)である。
取扱費には、過誤納還付分及び配当制等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(令和2年度)(続)

(2) 市税等決算額(続)

(単位 千円・%)

Table with columns for 区分 (Division), 横浜市 (Yokohama City), and 相模原市 (Sagami-Hara City). Each column contains sub-columns for 測定額 (Measured Amount), 収入率 (Income Rate), 収入額 (Income Amount), and 前年比 (Year-over-Year Change). Rows include various taxes like 市現年課税 (Municipal Current Taxes), 固定資産税 (Fixed Asset Tax), 環境性割 (Environmental Levy), etc.

Table with columns for 新潟市 (Niigata City), 静岡市 (Shizuoka City), and 浜松市 (Hamamatsu City). Each column contains sub-columns for 測定額 (Measured Amount), 収入率 (Income Rate), 収入額 (Income Amount), and 前年比 (Year-over-Year Change). Rows include various taxes like 市現年課税 (Municipal Current Taxes), 固定資産税 (Fixed Asset Tax), 環境性割 (Environmental Levy), etc.

(注1) 地方揮発油課税には、地方道路課税を含む。
(注2) 軽自動車税(環境性割)は、現年課税分を含む。

令和3年度
市 税 概 要
令和4年3月発行

編集 川崎市財政局税務部税制課
発行

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル5階
電話 044(200)2111(代表)